

平成14年度第1回愛知県事業認定審議会会議要旨

議事(1):会長の選任

委員の一人から会長推薦の発言があり、出席した委員の「異議なし」との発言により会長が選任された。

副会長の指名

会長が、会長代理を指名し、指名を受けた委員が了承した。

議事(2):愛知県事業認定審議会運営規程の制定

- 1 事務局から提出された愛知県事業認定審議会運営規定(案)について審議した。
- 2 会議録には発言者の発言内容が基本的に記載され、会議録は非公開とすることを確認した。
- 3 会議録は、おおよそ1ヶ月以内を目途に作成するよう事務局に要請があり、事務局が了承した。
- 4 作成した会議録は発言者の同意を得ることを確認した。
- 5 会議録の署名者は出席した委員の中から会議毎に会長から指名される事を確認した。
- 6 会長は会議録の署名はしないことを確認した。
- 7 保存年限の過ぎた会議録は資料的価値のあるもの以外は廃棄処分することを確認した。
- 8 審議会の設置根拠、土地収用法改正以前の状況について事務局に説明を求め、事務局が、設置根拠は土地収用法第34条の7であり法改正により設けられた事、法改正以前には知事又は国土交通大臣の判断だけで認定できた事を確認した。
- 9 利害関係人から意見書が提出された場合に審議会を開催するのかと事務局に質問し、知事が行おうとする処分と違う意見の意見書が提出された時に審議会を開催する事、過去に意見書の提出があった事業について確認した。
- 10 審議会の期間は慎重な審議のために可能な限り長く取る様事務局に要請があり、事務局が了承した。
- 11 知事が事業の認定をする事業と国土交通大臣が事業の認定をする事業について事務局に説明を求め、県事業は国土交通大臣が認定を行い社会資本整備審議会が審議し、知事は市町村事業や社会福祉法人等の事業を主に認定を行い、過去に愛知県知事が認定を行った事業について確認した。
- 12 出席した委員の「異議なし」との発言により原案どおり制定された。

議事(3):愛知県ホームページの掲載

- 1 事務局から提出されたホームページ(案)の掲載について審議した。
- 2 3月19日を設置の日として記載をすること確認した。

- 3 委員の氏名と職業の記載すること確認した。
- 4 会議要旨は、発言者の氏名の記載のない発言要旨を記載し、会議資料については個人情報等の不開示情報以外は、極力掲載することを確認した。
- 5 ホームページに掲載する内容で個人情報に該当するものの取り扱いについて事務局に説明を求め、個人情報は事務局でチェックと削除を行い掲載する事を確認した。
- 6 ホームページに掲載する内容は会議録と同様に、前もって発言者の同意を得ることを確認した。
- 7 審議会が開催され、ホームページに掲載されるまでの期間について事務局に説明を求め、委員の同意を得る等により一ヶ月程度要する事を確認した。、それに対して可能な限り早く掲載するよう事務局に要望し事務局が了承した。を求め、内容のは可能な限
- 8 ホームページに掲載方法について事務局に説明を求め、日時等の議事概要について先に掲載され、会議要旨はでき次第掲載される事を確認した。
- 9 ホームページに掲載される議事概要について事務局に説明を求め、ホームページ案の内容が掲載されることを確認した。
- 10 審議会が開催され、ホームページに掲載されるまでの期間については可能な限り早くするよう事務局に要請し、事務局が了承した。
- 11 ホームページの改訂作業について事務局に説明を求め、事務局の事務担当者が改訂することを確認した。
- 12 ホームページの容量、事業遂行期間、重要性、必要性や情報公開の精神により議事概要の掲載期間について検討するよう事務局に要請し、事務局が了承した。
- 13 会議資料は可能な限りホームページに掲載するよう事務局に要請し、事務局が了承した。
- 14 出席した委員の「異議なし」との発言により原案どおり掲載することとした。

その他事項

- 15 開催日の決定は、一ヶ月前を目安に可能な限り早い時期に委員と調整するよう事務局に要請し、事務局が了承した。

会議録に署名する委員の指名

- 1 会長が、会議録に署名する委員を指名し、指名を受けた2名の委員が了承した。